

## デジタル混信対策の助成制度

地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象であるデジタル混信を解消又は防止するための対策事業を行う者に対し、国がその費用の一部を補助する。

- (1) 事業主体： 民間法人等
- (2) 対象地域： デジタル混信が発生している地域、デジタル混信の発生を防止するための対策が必要な地域
- (3) 補助対象：
  - ア 補完的な放送局施設又は有線共聴施設の整備：補助率1/2
  - イ 放送局施設の改修工事(チャンネル切替工事 等)：補助率2/3
  - ウ 受信者施設の改修工事(高性能アンテナ工事 等)：補助率10/10
  - エ 電波異常伝搬現象を起因として大規模に発生する混信の総合対策：補助率10/10
  - オ 外国波を起因として発生する混信の総合対策：補助率10/10

